

1 病棟浴室交換修繕契約書

修繕工事の名称 1 病棟浴室交換修繕
修繕内容 南会津病院 1 病棟浴室の交換修繕
契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)
履行期限 令和7年3月31日
契約保証金 円

上記の修繕について、発注者福島県立南会津病院を甲とし、受託者株式会社 を乙として、次の各条項により修繕契約を締結する

(修繕業務の仕様等)

第1条 乙は、甲の指示に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限までに修繕業務を完了しなければならない。

(修繕業務の下請負)

第2条 乙は書面による甲の確認を得ないで、この契約によって生ずる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委任し、又は下請けさせてはならない。

(修繕業務の内容の変更等)

第3条 甲は、必要があるときは、修繕業務の内容を変更し、又は、一時中止させることができる。この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害を請求することができる。この場合の賠償額は甲乙協議して定める。

3 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。

(乙の請求による履行期限の延長)

第4条 乙は、天災その他その責に帰すことができない事由により、履行期限までに修繕業務を完成することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその

事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第5条 修繕業務の実施に関し発生した損害（第三者に与えた損害を含む）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第6条 乙が修繕業務を完成したときは、遅滞なく甲に対して成果品を添え完了の報告をしなければならない。

2 甲は、前項の完了の報告を受けたときは、その日から10日以内に、提出された成果品について必要がある場合は検査しなければならない。

(修繕料の支払い)

第7条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きにしたがって修繕料の支払いについて請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに修繕業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。

3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限(第3条第1項及び第4条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする)から延長後の履行期限までの期日の日数に応じ、契約金額の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる）とする。

4 甲の責めに帰すべき事由により第7条第2項の規定による修繕料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期日の日数に応じ、契約金額の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき第3項及び前項の規定に定

める年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とする。

(瑕疵担保)

第9条 甲は第6条第2項の規定による引渡しの日から1年間、乙に対して成果品の瑕疵の補正又はその補正に代え、若しくはその補正とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、7年とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、修繕業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除権及び違約金)

第11条 甲または乙が各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないとき
- (2) 乙が甲に対し、故意または重大な過失により、不法行為を行ったとき
- (3) 正当な事由により、甲乙いずれかから契約の解除の申し出のあったとき
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第6号に規定する暴力団員以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当

該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項第1号及び第2号に該当して、契約を解除したときは、乙は違約金とし契約金額または契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。但し、前項第3号に該当する理由により、甲からの申し出による契約の解除の申込があった場合、乙は甲に異議の申し立てをすることができない。

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約の定めに関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第14条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、これを分有する。

令和6年 月 日

甲 福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1
福島県立南会津病院 院長 吉田 典行

乙

業 務 仕 様 書

1 業務の目的

当院設置の1病棟浴室について、一部の部品が劣化しているため、交換修繕を実施するもの。

2 修繕対象及び数量

1病棟浴槽 1式

3 業務の概要

(1) 場所

福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1

福島県立南会津病院

(2) 交換部品と数量

名称	数量
浴槽 ポリバス 1200 サイズ P50R (浴槽用排水金具共)	1式
浴室排水金物 防水層タイプ EWBS631SBS 取付用資材共	1個
定量止水バス水栓 TMF47ARR 取付用資材共	1個
水栓移設資材 継手類 配管カバー等	1式
ナースコールスイッチ移設 既設スイッチ延長、既設再利用、延長配管部 材共 材工	1式

2

(3) 作業の条件

- ・修繕を行う日程等は建物の管理責任者と協議のうえで決定し、病院の運営に支障がないようにすること。
- ・壁面へ穴を空ける等の建物躯体へ影響を与える場合は、建物の管理責任者と協議のうえ行うこと。
- ・作業当日は建物の管理責任者に作業の開始と終了を報告すること。

(4) 一般事項

- ・この作業は、関連法規並びにそれに基づく条例及び省令の定めるところに従い、実施すること。
- ・作業にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じて事故の防止に努めること。また、作業を行う場所若しくはその周辺に第三者が存在する場合又は立ち入る恐れがある場合は、危険防止に必要な措置を建物の管理者に報告のうえ、当該措置を講じて事故発生を防止すること。